

答申第 234 号

平成 17 年 2 月 7 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 12 月 19 日付けで諮問された海岸保全区域一時使用届等一部非公開の件（諮問第 273 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の日特定の町の海岸で行われた煙火打上げに関して特定の株式会社から神奈川県の特定の土木事務所長へ提出された海岸使用届及びその添付書類のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

- (1) 海岸使用届に特定の株式会社の連絡先として記載された社員の氏名
- (2) 添付書類のうち、花火打上のお知らせに記載された特定の株式会社の社員の氏名

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の日特定の町の海岸で行われた煙火打上げ（以下「本件煙火打上げ」という。）に関して特定の株式会社（以下「本件株式会社」という。）から神奈川県の特定の土木事務所長（以下「本件土木事務所長」という。）へ提出された海岸使用届及びその添付書類（以下「本件行政文書」と総称する。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成15年10月8日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張は、知事が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号に該当するとした一部非公開の処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

#### ア 条例第5条第1号該当の点について

(ア) 実施機関は、本件行政文書のうち、本件株式会社の社員の氏名（以下「本件社員氏名」という。）は条例第5条第1号に該当する旨説明するが、本件社員氏名が本当に実在する社員の氏名であるか否かは、本件行政文書の内容からでは分からない。ある会社では、社員が共同ペンネームのようなものを使っている実例があり、仮にその社員が実在するか否かを確認するために会社に照会しても会社が嘘を言えばそ

れまでである。実在するか否かを確認するためには、戸籍等を確認するなどの興信所のような作業が必要であり、本件行政文書の内容から社員が実在することを証明することは不可能である。

(イ)「かながわの情報公開ハンドブック」では、条例第2条の趣旨及び解釈として、条例は原則公開を基本とする制度であるとしており、また、他人に知られてもかまわない個人情報やプライバシー侵害にならないことが明白な情報まで非公開とするとは書かれていない。

(ウ) 本件社員氏名が公開されたとしても、直ちにその人物がどこに住んでいるかや病歴等の個人のプライバシーを明らかにすることは不可能であり、また、プライバシーに関する事項が公開請求されれば、当然非公開となる。しかし、本件社員氏名は、法人に関する情報の一部に社員の氏名のようなものが記載されているにすぎず、公開したところで個人のプライバシー侵害は起こり得ない。

(エ) 民間企業の社員は、実施機関の職員のような優雅な身分ではなく、特に営業社員は顧客を開拓するために名刺を配り、自らを積極的にPRし、自分を契約の相手方に指名してもらえよう必死である。

また、最近の民間企業では、どこでも社員が名札や社員証を着けたり、電話で名乗るなどしており、自分の名前を公表することは企業の一員として当然のことで、民間では公開することが社会常識である。この程度の情報を、実施機関が個人情報やプライバシーであることなどを理由に隠そうとするのは、県民からは非常に奇異に見える。

(オ) また、実施機関は、本件行政文書は民間企業が作成したものである旨説明するが、本件行政文書は、実施機関が行政指導を行うため、実質的に実施機関が強制的に提出させているものであり、民間企業が勝手に作成し、勝手に提出したものではないため、実施機関の行政文書そのものである。

(カ) 東京地裁平成8年(行ウ)第31号及び東京高裁平成9年(行コ)第25号の判決文を確認したが、いずれの判決においても、実施機関が非公開等理由説明書で説明するような、民間企業が作成したものは判例違反とはなり得ないというようなき弁は一切認められておらず、

このような行政機関の隠蔽体質を厳しく断罪する判決内容となっている。それでも実施機関が納得しないというのであれば、神奈川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に判決を言い渡した裁判官及び原告を呼び、証人喚問を行ってもらうことを申し出る。

イ 条例第5条第2号該当の点について

（ア）本件行政文書は、特定の土木事務所（以下「本件土木事務所」という。）が管理している海岸を一時的に使用する場合に、海岸の秩序ある使用を目的として提出されるものであり、本件行政文書は条例の解釈及び運用の基準（以下「解釈運用基準」という。）の条例第5条第2号関係の公開情報の具体例に記載のある「法令等の規定により行われた許可、免許、届出等に関する情報であって、ノウハウ等を除いたもの」に該当し、内容に関しても、法人等のイベント関連事業の内容に関する情報であり、個人の権利利益を目的として提出された、いわゆる個人情報とは異なっている。

また、実施機関も、本件社員氏名が、個人に関する情報というよりも実施機関が法人の事業に関して提出させた法人等に関する情報であることを非公開等理由説明書の中で認めているが、それを認めるならば公開すべきであり、実施機関の説明は本件処分と明らかに矛盾している。

（イ）解釈運用基準では、条例第5条第2号に該当し、非公開とするものは、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、かつ、害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとされている。しかし、本件社員氏名は、法人の権利や競争上の地位その他正当な利益に関するものではないことはもとより、非公開とすることについての法的保護に値する蓋然性も存在しない。

（ウ）本件処分は、実施機関の勝手な推測に基づく、極めてずさんといえるものであり、しかも実施機関が、本来、条例第5条第2号による法人に関する届出である情報を、強引・勝手に個人情報に読み替えてしまおうと画策したことが原因で破綻をきたしてしまったものである。

これは、明らかに実施機関の権利濫用であり、公正で開かれた県政の実現や県民と県との信頼関係を著しく踏みにじる、大変悪質なものである。

ウ その他

(ア) 審査会が本諮問案件のような既に判決が出ているようなものまで審議しなければならないというのは、県民にとって行政の大変な無駄と税金の無駄遣いにほかならない。本来ならば審査会は、より県民生活に関して重要な案件を審議しなければならないのであって、本件処分のような単なる行政機関の怠慢と職権濫用のようなものまで審議させられることは、審査会の機能を著しく妨害する悪質なものであると同時に、県民の血税を著しく無駄に使う行為であり、絶対に許されるべきものではない。

(イ) 今後は、本諮問案件のような無駄な案件の審議を減らし、本来、審議すべき案件のみを審議し、審査会の審理がスムーズに進み、適正に県民の税金が使われるようにするためにも、審査会では一度、前記2(2)ア(カ)の証人を呼び、テレビやインターネットで県民監視の中で証人喚問を行い、本件処分のような県職員の怠慢と職権濫用について厳しく断罪してもらいたい。

(ウ) 憲法第15条で保障されているように、公務員の選定や罷免は日本国民固有の権利であり、本件処分のような悪質な行政処分を行った公務員は、その責任を取り、辞職すべきである。

3 実施機関(土木事務所)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件煙火打上げに関して本件株式会社から本件土木事務所長へ提出された海岸使用届及びその添付書類である。

海岸保全区域及び一般公共海岸区域(以下「海岸区域」と総称する。)を管轄する土木事務所では、事業者等がテレビ撮影、ビーチボール大会等のために一時的に海岸区域を使用する場合、海岸の秩序ある使用を目的とし

て、行政指導により、使用者に対して海岸使用届の提出を求めている。

(2) 条例第5条第1号該当性について

本件行政文書には、本件社員氏名として次に掲げる情報が記載されているが、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当し、また、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

ア 海岸使用届に本件株式会社の連絡先として記載された社員の氏名

イ 添付書類のうち、花火打上のお知らせに記載された本件株式会社の社員の氏名

なお、不服申立人は、東京地裁平成8年(行ウ)第31号判決では、職務に関する氏名などの情報は個人情報に該当せず、公開されるべきものであり、本件処分はこの東京地裁の判例に違反している旨主張するが、この判決は行政機関が作成した文書に当該行政機関の職員の氏名が記載されていた場合の判決である。本件行政文書は、民間企業が作成した文書の中に当該企業の社員の氏名が記載されたものであるため、この判例とは対象となる文書及び情報が異なっており、判例違反の問題にはなり得ない。

(3) 条例第5条第2号該当性について

本件行政文書は、本件株式会社から提出された法人等に関する情報であるが、公開することにより本件株式会社の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第5条第2号本文には該当しない。

#### 4 審査会の判断理由

(1) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するお

それがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報は明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書には、本件社員氏名として次に掲げる情報が記載されているが、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるので、同号本文に該当すると判断する。

a 海岸使用届に本件株式会社の連絡先として記載された社員の氏名

b 添付書類のうち、花火打上のお知らせに記載された本件株式会社の社員の氏名

(ウ) 不服申立人は、本件社員氏名を公開したとしても、直ちにその人物のプライバシーを明らかにすることは不可能であり、また、プライバシーに関する事項が公開請求されれば、当然非公開となるが、本件社員氏名は、法人に関する情報の一部に社員の氏名のようなものが記載されているに過ぎず、公開したところで個人のプライバシー侵害は起こり得ない旨主張する。

しかしながら、前記(ア)で述べたとおり、同号本文は、個人情報は明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解されることからすると、前記(イ)に掲げた本件社員氏名が同号本文に該当することは明らかである。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イは、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については公開することを規定している。

b 当審査会において本件行政文書を見分したところ、海岸使用届の連絡先に記載された本件社員氏名は本件煙火打上げに関して本件株式会社の連絡先として記載されたものであり、また、添付書類のうち、花火打上のお知らせは本件株式会社が町内会長あてに提出した本件煙火打上げに関する案内文書であることが認められる。花火打上のお知らせに記載された本件社員氏名の欄には連絡先とは記載されていないが、記載されている内容からすると、本件社員氏名は本件煙火打上げに関して本件株式会社を代表するものとして記載されており、海岸使用届の連絡先とともに本件煙火打上げに関する問合せ等の担当者として公にされているものと解される。したがって、本件社員氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると判断する。

c なお、不服申立人が引用する東京地裁平成8年（行ウ）第31号判決（平成9年2月4日判決）及び東京高裁平成9年（行コ）第25号判決（平成10年3月25日判決）は、特定の地方公共団体の職員の職及び氏名について、当該地方公共団体の職員名簿に記載されていることから、非公開とする理由はないと判断したものであり、公務員の氏名ではない本諮問案件の判断には影響しないものとする。

#### （2）条例第5条第2号該当性について

本件行政文書が条例第5条第2号に該当しないことは実施機関も認めており、本件処分においても同号は適用されていないので、当審査会は、前記2（2）イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

#### （3）その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2（2）ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 12 月 19 日	諮問
平成 16 年 1 月 5 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2 月 4 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 6 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3 月 5 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
12 月 27 日 ( 第 37 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	東京都立大学教授	会長職務代理者 部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成17年2月7日現在)(五十音順)